

流山市の防犯対策について

防犯対策について

主な取り組み

- ①防犯灯の設置
- ②防犯カメラの設置
- ③自主防犯パトロール隊への支援
- ④安心メールの配信

①防犯灯の設置について

照明灯について

- (1) 道路照明灯
- (2) 公園照明灯
- (3) 商店街街路灯
- (4) 防犯灯

4種類の照明灯があります。

(1) 道路照明灯

夜間の交通事故を防止するために設置された、大型の照明灯をいいます。形状は様々ですが、右記写真のタイプのもものが多くみられます。

管理部署

道路管理課 ☎ 7 1 5 0 - 6 0 9 3



道路照明灯（設置例）

(2) 公園照明灯

公園内の照明を目的に設置された、公園やその周辺に設置されている照明灯をいいます。

管理部署

みどりの課 ☎ 7150-6092



公園照明灯（設置例）

(3) 商店街街路灯

平成31年4月から、
一部の商店街街路灯を
道路管理課及びコミュニティ課で
管理しています。



商店街街路灯（設置例）

管理部署

道路管理課 ☎ 7150-6093

コミュニティ課 ☎ 7150-6076

(4) 防犯灯

防犯灯とは、夜間における歩行者の通行の安全を図り、
犯罪被害の未然防止及び良好な照度環境の確保を目的として
設置される照明灯です。

管理部署

コミュニティ課 ☎ 7150-6076



防犯灯(電柱共架型)

防犯灯の設置要望

自治会からの要望に基づき、
防犯灯の 新規設置 ・ 移設 ・ 撤去
を行います。

- 必要書類
- ①流山市防犯灯設置等要望書
 - ②要望箇所の周辺地図及び現場写真
 - ③自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類

※参考「令和5年度流山市防犯灯マニュアル」

防犯灯の不点灯・不具合の対応

コールセンターへご連絡ください。

【コールセンター】

パナソニックEWエンジニアリング株式会社

☎0120-112-509

受付時間：平日9：00～17：00

※修理費用は市が支払います。

※注意：コールセンター以外には発注しないでください。

ご報告内容

- ① お客様のお名前
- ② 電柱番号（防犯灯が電柱に設置されている場合）
- ③ 防犯灯所在地
（不明な場合には、目印となる建物の名称など。）
- ④ 症状（不点灯、点滅しているなど。）

NTT柱番号

東電柱番号



②防犯カメラの設置

地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置する自治会に対し、補助金を交付しています。

①交付要件

- (1) 設置について、自治会の総会又は役員会で承認されていること
- (2) 設置する場所の所有者等の同意又は許可を得ていること
- (3) 設置について、警察と協議していること
- (4) 設置について、国、県又は市から補助金の交付を受けていないこと

②補助対象経費

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の購入費

③補助金の額

対象経費の実支出額の2/1（上限30万円/台）

③自主防犯パトロール隊への支援

①自主防犯パトロール隊

自主防犯パトロール隊は地域の方々が「自らのまちは自らの手で守る」を理念に、地域に密着した防犯活動を展開し、犯罪を未然に防止し、安心して過ごせるまちを目指す防犯パトロール隊が結成されています。

※見守りなどが活性化すると、犯罪者はこの地区はやりづらいなと感じ、犯罪の抑止力として大きく貢献できます。

- ・73団体（89自治会）
- ・歩いてパトロール、犬の散歩をしながらするワンワンパトロール等

②支援方法

帽子や、ベスト、のぼり旗、誘導棒などを活動に必要な物品を貸与



④安心メール

安心メールは
緊急時に市民の皆さんが正確な情報入手できるように、
電子メールを配信するサービスです。

登録のご案内

- 初石公民館にて個別登録相談会の実施
(実施日未定、広報掲載予定)
- 依頼による出張登録会
対 象：地域のコミュニティ組織、団体、自治会等
開催人数：10名以上目安
会 場：申込者にて用意